

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(各リスクの計算)		(各リスクの計算)
第二条 〔略〕		第二条 〔回上〕
〔2・3 略〕		〔2・3 同上〕
	<p>4 規則第八十七条第一号の一及び第一百六十二条第一号の一に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第六の二に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合は、規則第八十五条第一項第二十三号、第一百六十六条第一項第六号の二若しくは第一百九十二条第一項第五号の二の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出た場合、又は規則第八十五条第一項第二十四号、第一百六十六条第一項第六号の二の二若しくは第一百九十二条第一項第五号の三の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出た場合に限るものとする。</p> <p>〔10～11 略〕</p>	<p>4 規則第八十七条第一号の一及び第一百六十二条第一号の一に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第六の二に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合は、規則第八十五条第一項第十三号の一、第一百六十六条第一項第六号の二若しくは第一百九十二条第一項第五号の二の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出た場合、又は第八十五条第一項第十三号の三、第一百六十六条第一項第六号の二の二若しくは第一百九十二条第一項第五号の三の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出た場合に限るものとする。</p> <p>〔10～11 回上〕</p>
別表第六の二		別表第六の二
	<p>I. 「略」</p> <p>II. 最低保証リスク相当額の算出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「略」 2. 代替的方式 	<p>I. 「同左」</p> <p>II. 最低保証リスク相当額の算出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「同左」 2. 代替的方式
	<p>次の①から⑬に定める基準を満たす保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合</p>	<p>次の①から⑬に定める基準を満たす保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合</p>

は、バック・テストティングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的
方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となるもの
として、規則第 85 条第 1 項第 23 号、第 166 条第 1 項第 6 号の
2 又は第 192 条第 1 項第 5 号の 2 の規定に基づき届け出た算出
方法（規則第 85 条第 1 項第 24 号、第 166 条第 1 項第 6 号の 2
の 2 又は第 192 条第 1 項第 5 号の 3 の規定に基づき変更を届け
出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

〔①～⑬ 略〕
3. [略]

備考　表中の「」の記載は注記である。

は、バック・テストティングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、規則第85条第1項第13号の2、第166条第1項第6号の2又は第192条第1項第5号の2の規定に基づき届け出した算出方法（第85条第1項第13号の3、第166条第1項第6号の2又は第192条第1項第5号の3の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

〔①～⑬ 同左〕
3. [同左]